

奈良県告示第百十九号

奈良県知事の職務代理に関する規則（平成八年三月奈良県規則第五十七号）第一条の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定め、平成二十七年七月十一日から施行する。

なお、平成二十五年三月奈良県告示第三百七十四号（知事の職務を代理する副知事の順序）は、平成二十七年七月十日限り廃止する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

第一順位 副知事 奥田喜則

第二順位 副知事 松谷幸和

第三順位 副知事 浪越照雄